行政手続法適用

不利益処分の処分基準

処	分 名		防火対象物における火災の予防又は消火活動の障害のため の措置
根拠法令及び条項			消防法(昭和23年法律186号)第5条の3第1項
所 管 部 課 名			予防警防課・南消防署・北消防署・笠原消防署
	関係法令 び条項	等及	多治見市消防本部違反処理規程(平成 15 年多治見市消防本部訓令甲 1 号)第 16 条
処			消防法第5条の3第1項に該当する場合。 多治見市消防本部違反処理規程別表第1の違反処理基準表に基づき、命令を発しなければならなくなったとき。
分			
	基	準	
基			
準			
	設定年月	日	平成 14 年 10 月 25 日 最終変更年月日
備		考	